



泉南市
SENNAN CITY

部活動の地域展開における 大阪府の現状及び泉南市のこれからについて

令和 8 年 8 月 25 日～28日、9月13日
泉南市教育委員会



1. 背景

【関連データ】少子化の進展（中学生世代の人口の急激な減少）

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計



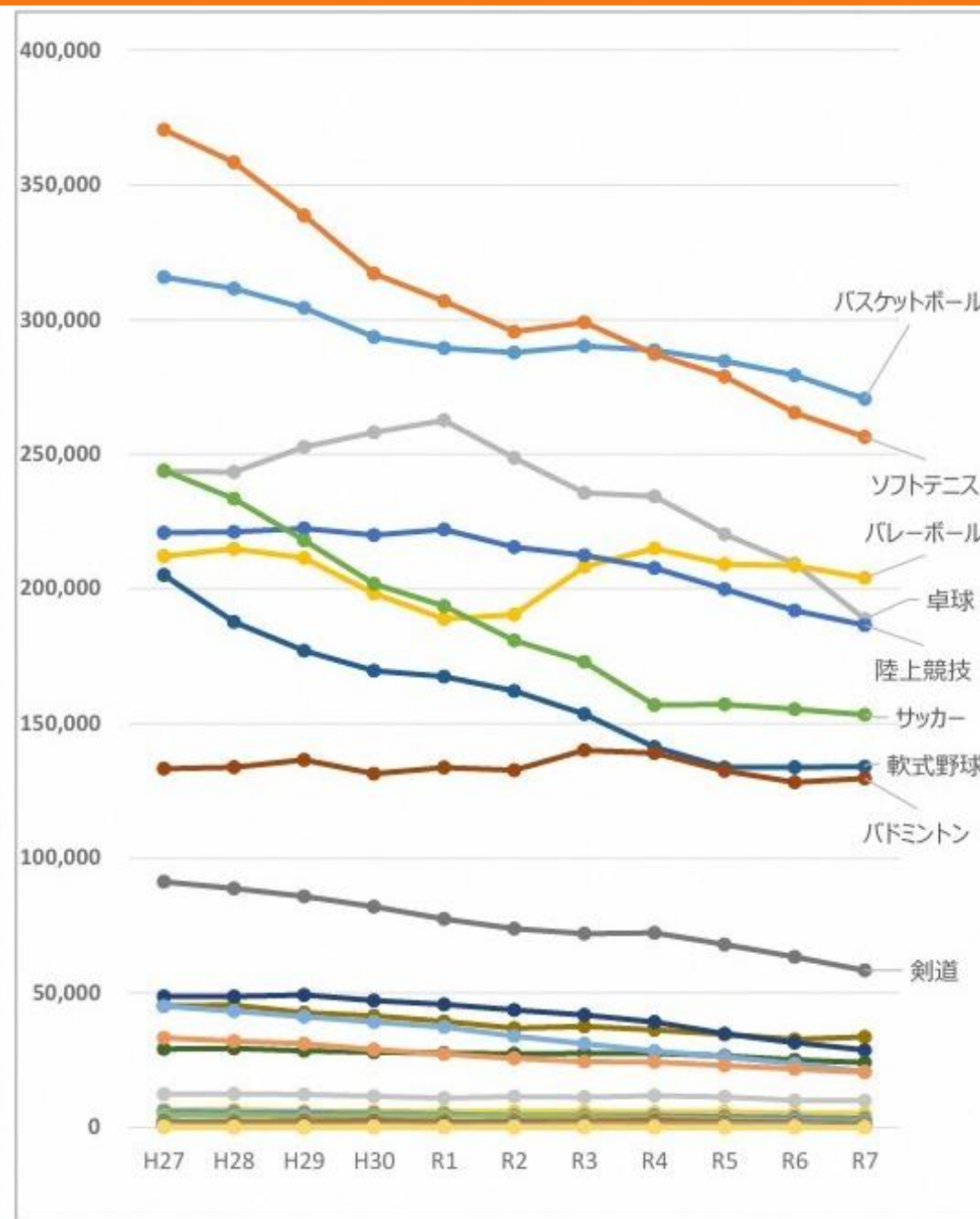
中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数

厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年4月）により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和5年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

（スポーツ庁HPより）

【関連データ】運動部活動に参加している中学生数の推移

競技	H27	R7	H27との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	315,736	270,521	-14.32%	-45,215
ソフトテニス	370,476	256,375	-30.80%	-114,101
バレーボール	212,175	204,093	-3.81%	-8,082
卓球	243,673	188,833	-22.51%	-54,840
陸上競技	220,855	186,573	-15.52%	-34,282
サッカー	243,977	153,299	-37.17%	-90,678
軟式野球	205,147	134,078	-34.64%	-71,069
バドミントン	133,232	129,658	-2.68%	-3,574
剣道	91,295	58,371	-36.06%	-32,924
テニス	45,399	33,697	-25.78%	-11,702
水泳競技	48,753	28,838	-40.85%	-19,915
ハンドボール	29,180	24,212	-17.03%	-4,968
ソフトボール	45,130	20,848	-53.80%	-24,282
柔道	33,357	20,632	-38.15%	-12,725
弓道	12,461	10,072	-19.17%	-2,389
ラグビー	6,734	5,258	-21.92%	-1,476
体操競技	6,128	3,465	-43.46%	-2,663
新体操	4,785	2,451	-48.78%	-2,334
スキー	2,390	1,497	-37.36%	-893
空手	2,134	1,476	-30.83%	-658
ホッケー	1,591	1,155	-27.40%	-436
相撲	1,164	779	-33.08%	-385
なぎなた	906	589	-34.99%	-317
アーチェリー	845	458	-45.80%	-387
アイスホッケー	513	282	-45.03%	-231
スケート	471	268	-43.10%	-203
レスリング	153	100	-34.64%	-53
フィギュア	219	9	-95.89%	-210
合計	2,278,879	1,737,887	-23.74%	-540,992



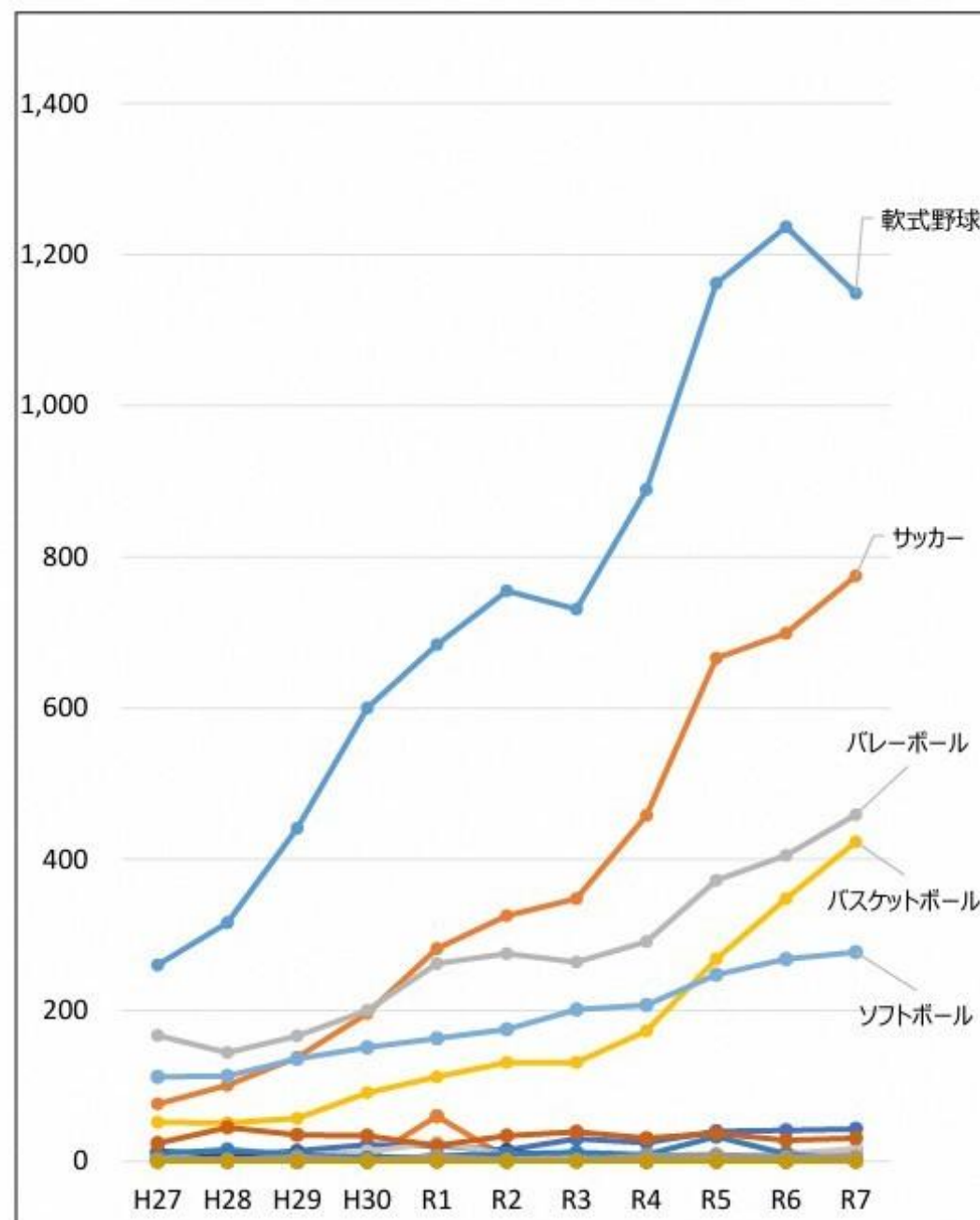
(出典) 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

(スポーツ庁HPより)

【関連データ】 中学校における合同部活動実施チームの推移

競技	H27	R 7	H27との比較	
			増減率	増減
軟式野球	260	1149	341.9%	889
サッカー	76	775	919.7%	699
バレーボール	167	459	174.9%	292
バスケットボール	52	423	713.5%	371
ソフトボール	112	277	147.3%	165
ハンドボール	10	43	330.0%	33
ラグビー	24	31	29.2%	7
剣道	7	17	142.9%	10
卓球	14	15	7.1%	1
柔道	2	10	400.0%	8
ソフトテニス	1	8	700.0%	7
陸上競技	1	7	600.0%	6
水泳競技	0	7	—	7
ホッケー	3	6	100.0%	3
バドミントン	2	2	0.0%	0
アイスホッケー	11	2	-81.8%	-9
新体操	3	1	-66.7%	-2
体操競技	2	0	-100.0%	-2
相撲	0	0	—	0
スキー	1	0	-100.0%	-1
スケート	0	0	—	0
空手	0	0	—	0
合計	748	3,232	332.1%	2,484

(出典) 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成



(スポーツ庁HPより) 5

① 少子化の進展

少子化により、学校の規模が小さくなる中、1つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できない

② 学校における働き方改革

学校における働き方改革の必要性が高まる中、学校の教師のみに頼る指導体制は維持できない

(参考1) 中学生世代の人口推計 2023年：約322万人 ⇒ 2033年：約259万人

(参考2) 中学校教師の時間外在校等時間 R4：約58時間 ⇒ 目標(R11)：約30時間

(参考3) 学校部活動の意義

- ・生徒が、身近に、気軽に、安全・安心な環境の下で、スポーツ・文化芸術活動を行う機会を公的に保障
- ・生徒の体力向上、責任感・連帯感・リーダーシップの育成、好ましい人間関係の構築などに寄与 など

● 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するために、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、地域全体で支える仕組みの構築が必要

● これにより、生徒の活動機会の維持にとどまらず、多種多様な体験の実現や、良質な指導等を通じた活動の質向上、地域社会の維持・活性化等につながることも期待⁶

部活動改革の全体図（イメージ図）

（スポーツ庁HPより）

少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保・充実**するため、学校部活動の『**地域連携**』及び『**地域展開**』を推進

「学校部活動」

- 学校が主体となる学校教育活動（教育課程外）
- 学校の教師が自校の生徒に指導



学校部活動の『地域連携』

- 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

学校部活動の『地域展開』

「地域クラブ活動」

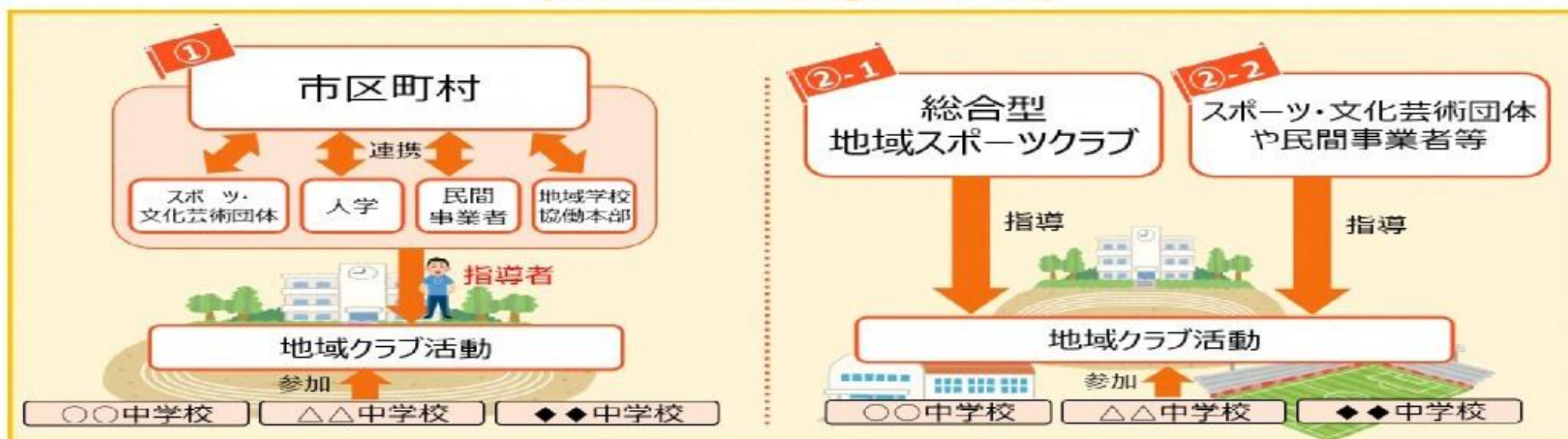
- 学校以外の地域の多様な主体が実施するスポーツ・文化芸術活動（法律上は社会教育など）

＜主体の例＞

- ① 地方公共団体（市区町村等）
- ② スポーツ・文化芸術団体（総合型地域スポーツクラブ、体育・スポーツ協会、競技団体等）
- ③ 民間事業者 など

- 地域の指導者が地域の幅広い生徒に指導
- 学校部活動の意義の継承・発展＋新たな価値の創出

【「地域クラブ活動」のイメージ】



学校部活動から地域クラブ活動への転換

現行

地域移行

見直し

地域展開

趣旨

- ①従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く
地域に開き、地域全体で支えていく
- ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、
地域全体で支えることで可能となる**新たな価値を創出し、
より豊かで幅広い活動**を目指していく

地域展開のパターンについて

認定地域クラブ



学校の枠をこえて、
地域で活動するクラブに
所属して活動します。

市が一定の基準を満たしていることを認定した地域クラブです。学校の部活動とは別に、地域の指導者が中心となって活動します。子どもたちが安心して参加できるよう、安全面や指導体制を確認したクラブを認定します。

拠点校方式



部活動ごとに、
一つの学校に子どもたちが
集まって活動します。

部員数が少ない学校同士が協力し、一つの学校を拠点として活動する方法です。学校の枠を超えて仲間と活動できるため、競技や文化活動を継続しやすくなります。

部活動指導員



学校の先生のサポートとして、
専門的な指導で子どもたちの
活動を支えます。

学校の部活動に、専門的な知識や経験を持った地域の指導者が参加する方法です。教員と連携しながら、生徒への指導を行います。

地域クラブ活動と学校との関わり

部活動を地域展開した場合にも、**学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要**

【主な連携事項】

- ・ 地域クラブ活動の**活動方針・活動状況等の共有**
- ・ 地域クラブ活動での**学校施設の活用**や**従事を希望する教師等の兼職兼業**に当たっての連絡調整
- ・ 生徒・保護者への**地域クラブ部活動に関する丁寧な情報提供**

→**学校も含めた地域全体**で生徒の豊かな活動機会を確保

学校と地域が一緒になって、地域クラブ活動の充実・発展に取り組むことが重要

地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む)
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動** (引退のない継続的な活動) 及び地域クラブ活動の指導者による**一貫的な指導** 等

2. 部活動改革及び地域クラブ活動の推進 等に関する総合的なガイドライン

スポーツ基本法（令和7年改正）

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

(政府の措置)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～五 （略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要①（令和7年12月）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （1）基本的方針
 - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （3）留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - （1）趣旨
 - （2）想定される認定の効果
 - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - （1）地方公共団体における体制整備
 - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - （3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - （1）運営団体・実施主体の整備等
 - （2）指導者の確保・育成
 - （3）活動場所の確保
 - （4）活動場所への移動手段の確保
 - （5）生徒の安全・安心の確保
 - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - （1）学校部活動に関する方針の策定等
 - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - （1）大会等への参加の引率
 - （2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要②（令和7年12月）

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

【中間評価】

改革期間

令和5年度～7年度

「改革推進期間」



令和8年度～10年度

「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度

「改革実行期間」（後期）

取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築**

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

地域展開 の円滑な 推進に当 たつての 対応

推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題
への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保（学校施設の有効活用等）
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映
・参画促進等

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

部活動の 在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の 在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む15教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営・運営する地域クラブ活動については、認定したもののみならず
 ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

3. 大阪府の状況

大阪府における中学校等の部活動の実態

部活動実態調査

調査対象（令和7年度）

- 市町村立中学校（277校）及び 義務教育課程後期課程（8校）
- 市町村教育委員会（政令市を除く）

* 本調査の数値はいずれも7月1日時点で調査

* 入部者数は、2つ以上の部活に入部している生徒の延べ人数としている。

◆ 生徒加入状況及び部活動設置状況の推移

全体（運動部＋文化部）	平成30年度	令和7年度	増減率(%)
在籍生徒数（人）	130,916	119,994	-8.3
入部生徒数（人）	109,659	93,580	-14.7
入部率（%）	83.8	78.0	-5.8
部活動設置数（部）	4,667	3,537	-24.2

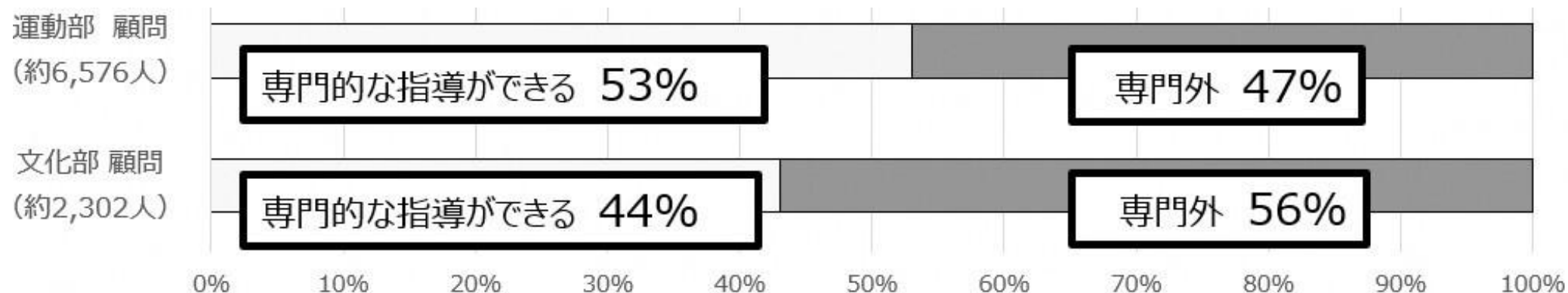
運動部	平成30年度	令和7年度	増減率（%）
入部生徒数（人）	84,267	69,830	-17.1
入部率（%）	64.4	58.2	-6.2
部活動設置数（部）	3,624	2,568	-29.1

文化部	平成30年度	令和7年度	増減率（%）
入部生徒数（人）	25,392	23,750	-6.5
入部率（%）	19.4	19.8	+0.4
部活動設置数（部）	1,043	969	-7.1

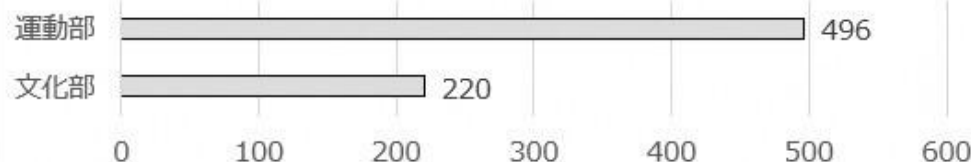
大阪府における中学校等の部活動の実態

◆ 指導者の配置状況

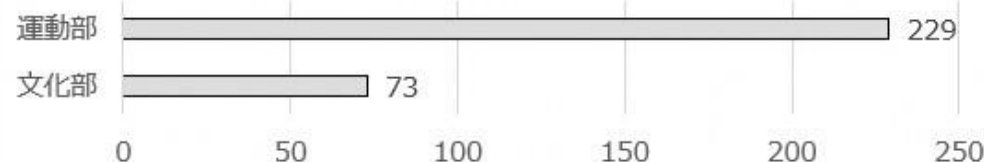
- *「専門的な指導ができる教員」…次の条件いずれかの該当者とする。
- ・競技経験がある。
 - ・長年、顧問として携わり、指導ができる。
 - ・研修等を受け、専門性を培った。(独学も含む)



外部指導者



部活動指導員



* 外部指導者は、卒業生等のボランティアも含む。
大会や練習試合等への引率等を単独で行うことができない。
(令和5年度より、中体連の大会に限り、単独の引率等は可)

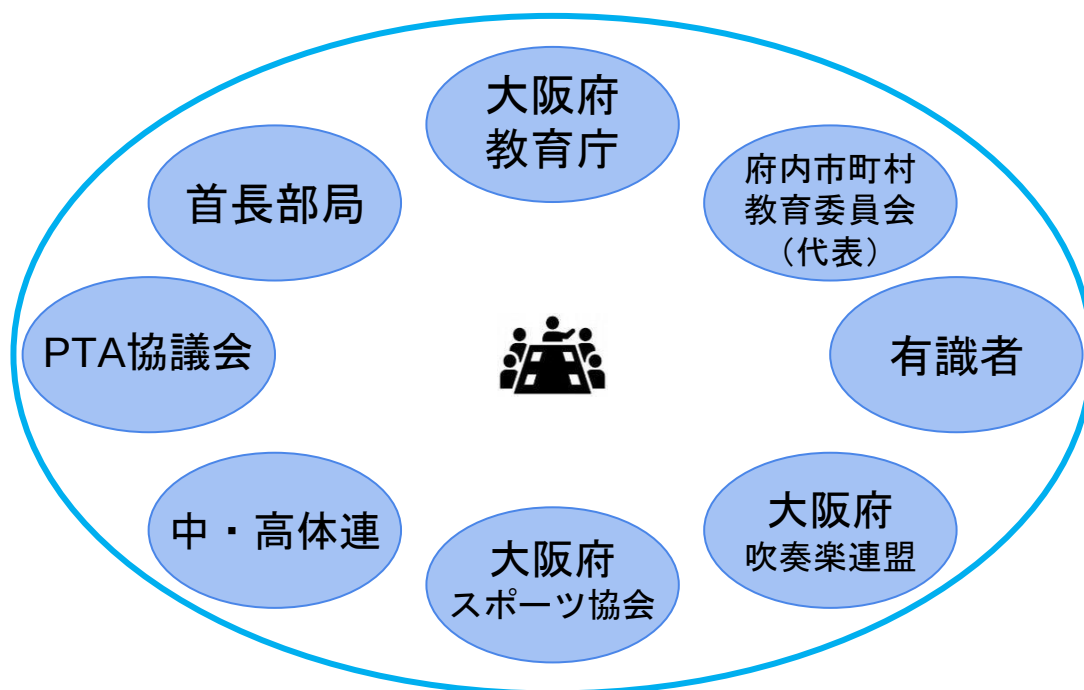
* 部活動指導員は、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。

大阪府における部活動の地域展開に向けた取組状況について

【地域展開の推進に向けた体制整備の概要】

- ・ 令和5年度に設置した検討会議を継続して開催し、大阪府内の取組み状況の検証や好事例の普及方策を検討する
- ・ 府内全域での活用が可能で、広域的な人材の確保とその人材を育成する仕組みとなる
新たな人材バンク【ええコーチOSAKA】の運用により、地域連携・地域展開に取り組む市町村を支援する
- ・ 改革実行期間（前期：R8-10、後期：R11-13）における府方針について検討する。

（運営体制）



大阪府における中学校部活動改革に関する検討会議

1. 大阪府における部活動等の在り方に関する方針の見直しについて
2. 取組みの進捗状況の把握及びこれまでの施策の効果について
3. 新たな施策について
4. 次年度の方針について
5. 好事例の普及方策について
6. その他

大阪府における部活動等の在り方に関する方針【概要】

背景

- 平成31年2月：大阪府部活動の在り方に関する方針（府教委）
- 令和4年12月：学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）

府 検討会議

- 府内全体の地域移行が進むよう、関係者との検討会議の設置（令和5年5月）
- 中学校部活動の地域への移行の在り方等を検討

「はじめに・本方針改定の趣旨等」

- 大阪府においても、少子化が進行する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは困難であり、教員が部活動顧問を務める指導体制の継続も、学校の働き方改革が進む中、一層厳しい状況。
- このような中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし府の考え方を示す。
- 学校部活動の教育的意義や役割を、地域クラブ活動においても継承・発展させつつ、地域のスポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要。
- 本方針は、義務教育である中学校の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。（「Ⅰ 学校部活動」は高等学校にも適用）

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

◆ 地域クラブ活動の位置づけと活動にあたって遵守すべき事項

中学校における部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により学校部活動を地域移行し、新たな地域クラブ活動により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場の確保を進めるもの。

「概要」

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による適切な運営及び充実
- 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制整備と責任主体の明確化
- 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、人材バンクの整備、意欲ある教員等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野に親しむ機会など、生徒の志向や体力等の状況に適したプログラム等も確保
- 休養日・活動時間：「Ⅰ 学校部活動」に準じた設定

Ⅰ 学校部活動

◆ 学校部活動の位置づけと活動にあたって遵守すべき事項

学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その教育的意義は大きく、その設置・運営は学校の判断により行われるもの。

「概要」

- 教員の関与について、法令等に基づく業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者の確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底
- 体罰・ハラスメント防止の徹底
- 休養日：週あたり2日以上の設定（平日1日、週末1日）
- 活動時間：平日2時間程度、休業日は3時間程度（高校は4時間程度）
- 府立高校における「部活動大阪モデル」の推進
- 学校や地域の状況に応じ、地域のスポーツ・文化芸術団体等の活用により、学校部活動の地域連携を推進

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

◆ 地域の実情に応じた取組みの手法・留意すべき事項

各市町村におけるスポーツ・文化芸術振興の方向性や、地域に根付いたスポーツ・文化芸術の活動実態やその環境等を踏まえて、学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取組みをできるところから進めるもの。

「概要」

- 国は令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけており、府においても地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組みを重点的に行っていくために、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進
- 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組みの進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 府内大会等における地域クラブ活動等の参加機会の確保等

4. 泉南市のこれから

泉南市における中学校等の部活動の実態

◆ 生徒加入状況及び部活動設置状況の推移

※令和3年度と令和7年度の比較

全体 (運動部＋文化部)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減率(%)
在籍生徒数（人）	1,607	1,623	1,542	1,508	1,430	-11.0
入部生徒数（人）	1,255	1,299	1,276	1,195	1,111	-11.5
入部率（%）	78.1	80.0	82.7	79.2	77.7	-0.4
部活動設置数（部）	53	56	50	54	44	-17.0

運動部	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減率(%)
入部生徒数（人）	913	920	824	807	769	-15.8
入部率（%）	56.8	56.7	53.4	53.5	53.8	-3.0
部活動設置数（部）	38	40	34	39	29	-23.7

文化部	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減率(%)
入部生徒数（人）	342	379	452	388	342	-
入部率（%）	21.3	23.4	29.3	25.7	23.9	2.6
部活動設置数（部）	15	16	16	15	15	-

泉南市のこれからの取組について①

認定地域クラブ



学校の枠をこえて、
地域で活動するクラブに
所属して活動します。

市が一定の基準を満たしていることを認定した地域クラブです。学校の部活動とは別に、地域の指導者が中心となって活動します。子どもたちが安心して参加できるよう、安全面や指導体制を確認したクラブを認定します。

拠点校方式



部活動ごとに、
一つの学校に子どもたちが
集まって活動します。

部員数が少ない学校同士が協力し、一つの学校を拠点として活動する方法です。学校の枠を超えて仲間と活動できるため、競技や文化活動を継続しやすくなります。

部活動指導員



学校の先生のサポートとして、
専門的な指導で子どもたちの
活動を支えます。

学校の部活動に、専門的な知識や経験を持った地域の指導者が参加する方法です。教員と連携しながら、生徒への指導を行います。

泉南市では、子どもたちが安心・安全に部活動を続けることができる環境づくりを目指して、地域の実情に合わせて、上記の「認定地域クラブ」「拠点校方式」「部活動指導員」を組み合わせながら進めていくために、地域でスポーツ・文化芸術活動をされている補助金団体を対象にアンケート調査を実施しています。地域の皆さまや、保護者の皆さま、子どもたち、学校の先生たちの意見を聞きながら、子どもたちが安全にスポーツ・文化芸術活動を続けることができる環境を一緒に作りましょう！



泉南市のこれからの取組について②

泉南の

部活動 Vol.1 News!

7
2026

そもそも「改革実行期間」とは？

国は、令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」と位置付けています。この期間は、地域の実情に応じながら、子どもたちが将来にわたってスポーツや文化活動を安心・安全に継続できる環境を整えるため、学校・地域・関係団体などが連携し、新しい活動環境づくりを進める期間です。一斉にすべての部活動が変わるわけではなく、それぞれの地域の実情に合わせて、できることから段階的に改革を進めることとされています。

国が目指す姿

【これまで】

学校だけでやる部活動
(教員が中心となって指導し、学校の枠で活動をする)

部員不足、指導者不足、活動機会の減少につながる

【これから】

学校・地域で子どもたちがやる部活動
(みんなで作る活動環境を作る)

将来にわたって活動機会を確保し、成長に繋げる

なぜ改革が必要なの？

全国では、このような課題が増えてきています。

生徒数の減少

部員不足により、チームが組めない、希望する活動が数減っている学校が増えています。

教員の働き方改革

部員の減少や働き方改革など、教員の負担が大きくなっています。

活動機会の確保

部員不足や指導者の減少や専門的な知識を持つ指導者の減少により、活動を続けることが難しくなっています。

だからこそ

「子どもたちの活動機会を将来にわたってやること」が部活動改革の第一の目的です！

国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」の紹介

指導者不足

- 部活動が少子化が進む中で、授業に充てられなかった教員が部活動に充てられ、文化芸術活動に関与する機会を増やす
- 指導者の不足を補うため、市民やボランティア、NPO等が指導者として活動する機会を増やす
- 地域クラブ活動においては、学校と連携しながら、市民やボランティア、NPO等が指導者として活動する機会を増やす

活動機会の確保

- 部活動が少子化が進む中で、授業に充てられなかった教員が部活動に充てられ、文化芸術活動に関与する機会を増やす
- 指導者の不足を補うため、市民やボランティア、NPO等が指導者として活動する機会を増やす
- 地域クラブ活動においては、学校と連携しながら、市民やボランティア、NPO等が指導者として活動する機会を増やす

部活動改革の方法はどんなものがあるの？

泉南市では、子どもたちが安心・安全に部活動を続けられる環境づくりを目指し、地域の実情に応じて、次の3つの方法を組み合わせながら進めていきます。

認定地域クラブ  学校の枠をこえて、地域で活動するクラブに所属して活動します。 市が一定の基準を満たしていることを認定した地域クラブです。学校の部活動とは別に、地域の指導者が中心となって活動します。子どもたちが安心して参加できるよう、安全面や指導体制を確保したクラブを認定します。	拠点校方式  部活動ごとに、一つの学校に子どもたちが集まって活動します。 部員数が少ない学校同士が協力し、一つの学校を拠点として活動する方法です。学校の枠を超えて仲間と活動できるため、競技や文化活動を継続しやすくなります。	部活動指導員  学校の先生をサポートとして、専門的な指導で子どもたちの活動を支援します。 学校の部活動に、専門的な知識や経験を持った地域の指導者が参加する方法です。教員と連携しながら、生徒への指導を行います。
---	--	---

まとめ

部活動改革は、部活動をなくするための改革でなく、また一度に大きく変わるものではありません。泉南市では、今後も保護者の皆さまに安心していただくよう「部活動News」を通じて、国や府の動向や制度の内容、泉南市の取組状況についてわかりやすくお知らせします。

お知らせ

部活動改革に関する説明会を開催します。4中学校を会場とし、中学校区ごとに説明会を実施する予定です。詳細は市HPで随時更新予定です。



泉南市教育委員会 教育部
生涯学習課

〒590-0505
大阪府泉南市豊満大宮代374-4
TEL 072-465-2585
Mail: ayu@city.senri.nag.jp

部活動News

皆さまに部活動の地域展開に関する情報を分かりやすくタイムリーにお届けすることを目的として、部活動Newsを作成しました。これからも、国や府の動向や制度の内容、泉南市の取組状況について分かりやすくお知らせしますので、ぜひご覧ください。

～配信・配架～

- ・tetoru 配信（保護者の皆さま）
- ・市ウェブサイトに掲載
- ・公共施設（あいびあ泉南や図書館、公民館等）での配架

アンケート調査

現在、部活動が地域へ展開することになった場合の中学生の受け入れについて、生涯学習課所管の補助金団体へ調査を行っています。それらの結果を踏まえて関係団体と協議を行いながら、保護者の皆さまや教職員の皆さま、子どもたちにもアンケート調査を実施する予定です。

～予定～

- ・関係団体との協議：9月から随時
- ・教職員・保護者・子どもアンケート調査：10月中



次回の説明会

上記の、関係団体との協議や各種アンケート調査の集計が整い、市の方針（案）が出来上がりましたら、次回の部活動地域展開に関する説明会を実施する予定です。ぜひお越しください。

～予定～

- ・市の方針（案）：1月
- ・部活動News「市の方針（案）」：2月中配信
- ・説明会：3月中



Q1：大阪府内の取り組み状況は？

A：大阪府内でも、市町村によって取り組み状況は異なります。一部の自治体では、国の実証事業を活用しながら、地域クラブの立ち上げや実証的な取組を進めている自治体もあります。一方で、多くの自治体では、地域の指導者の確保、活動場所、費用負担、学校等の連携など、さまざまな課題を整理しながら検討を進めている状況です。

泉南市では、他市町村の事例を参考にしながらも、泉南市の地域性や活動環境に合った形を検討するため、現在、地域の実情把握や意見聴取を進めている段階です。

Q3：拠点校方式の場合、生徒の移動方法は？

A：拠点校方式の場合、所属する学校とは別の学校へ移動して活動することが考えられます。その際の移動方法としては、保護者による送迎、自転車、公共交通機関などが考えられます。

一方で、保護者の通勤状況によって送迎できる家庭とできない家庭で差が出ることや、移動時間・費用負担、安全面などの課題があります。

泉南市としても、活動場所だけでなく、移動方法や安全確保、負担の公平性も含めて検討していきます。

Q2：国の補助金はありますか？活用する予定ですか？

A：国では、部活動の地域展開を進めるため、地域クラブ活動の環境整備などに対する補助制度があります。

泉南市としても、活用できる補助制度については申請し、財源の確保に努めていく予定です。

一方で、国の補助金がいつまで継続されるかは現時点では分かりません。そのため、補助金を活用しつつも、将来的に補助金がなくなった場合も含めて、継続して運営できる仕組みを考えていく予定です。

Q4：アンケート結果はどこで見ることができますか？

A：現在実施している各団体へのアンケート調査の結果に加え、今回の説明会で使用した資料や、本日のアンケートでいただいたご質問・ご意見についても、内容を整理したうえで、市ウェブサイトや部活動Newsに掲載します。皆さまからいただいたご意見については、今後の泉南市の方針を検討する際の参考として活用していきます。



本日のアンケートについて



本日の説明会についてのアンケートのご協力をお願いします。
このスライドに記載していますQRコードを読み取り、
回答をお願いします。

なお、いただきましたアンケートの結果や質問等については
部活動News等で公表・回答する予定です。



本日は、お集まりいただきありがとうございました。

